



芸能関係者の皆様へ

～ **政府管掌** 労災保険に特別加入できます!! ～

- フリーランスの**芸能従事者**(下表)も、労働局長の承認を受けると、特別に労災保険への加入が認められます。(労災保険法施行規則等の改正、令和3年4月1日)
- 特別加入担当者は、実務を熟知した**元労働局労働保険担当職員**で安心です。



●加入条件は2つだけ

- ① 芸能関係作業従事者団体(当連合会の「芸能従事者委員会」が大阪労働局長の承認を受けました)に加入していることが必要です。
- ② 当連合会に加入するためには、現在、大阪府、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県に**住所**があることが必要です。

●特別加入が認められると

仕事や通勤によるケガ、病気、障害や死亡に対して、労働者と同様に労災保険から保険給付や特別支給金の支給が受けられます。(給付金や年金、特別支給金は非課税。給付内容の詳細は裏面)

●費用は？

- ①事務手数料(月額**1,100円**)
13,200円(消費税)を、年払いして頂きます。
- ②労災保険料
ご希望の「給付基礎日額」(☞)に応じた額の**1000分の3円**

●芸能従事者とは？

※「給付基礎日額」とは
休業、障害、遺族などの保険給付額の基となる額で、特別加入者は3,500円から25,000円までの間で決められた16段階の額の中から選択できます。(給付基礎日額が低いと保険料は安くなりますが給付額も安くなり、給付額が高いと保険料は高くなりますが給付額も高くなります。)

【例1】 給付基礎日額が5,000円の場合
労災保険料は年 5,475円

【例2】 給付基礎日額が10,000円の場合、
労災保険料は年10,950円

1 芸能実演家	
<ul style="list-style-type: none"> ・俳優(舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等) ・舞踊家(日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽家(歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等) ・演芸家(落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等) ・スタント 他
2 芸能製作作業従事者	
<ul style="list-style-type: none"> ・監督(舞台演出監督、映像演出監督) ・撮影、・照明、・音響、・効果、・録音 ・大道具製作(建設の事業を除く) ・美術装飾、・衣装 	<ul style="list-style-type: none"> ・メイク、・結髪、・スクリプター ・ラインプロデュース ・アシスタント、マネージメント 他

- お申し込み [大阪労働基準連合会ホームページ](#)をご覧ください。

厚生労働省 大阪労働局長承認 芸能関係作業従事者特別加入団体
公益社団法人 **大阪労働基準連合会 芸能従事者委員会**

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階 TEL 06-6942-7401



労災保険給付・特別支給金一覧表

●特別加入者が業務または通勤により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて**特別支給金**が支給されます。

●労災保険から支給される給付金、年金、特別支給金は、**非課税**です。

保険給付の種類		支給要件	給付内容	特別支給金の内容	具体的な例 (給付基礎日額が1万円)
療養(補償)給付		労災による傷病について、病院や接骨院等で治療を受けたとき	給付基礎日額とは関係なく、必要な治療等が無料で受けられます。		診察、薬剤又は治療材料、処置、手術、治療、看護、移送(通院)等
休業(補償)給付		労災による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目以降、1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目以降、1日につき給付基礎日額の20%相当額	休業した暦の日数の1日につき 休業給付 6千円 特別支給金 2千円 合計 8千円
傷病(補償)年金		労災による傷病が療養開始後1年6か月を経過しても治っておらず、その程度が傷病等級に該当するとき	年金として 給付基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	一時金として 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	第1級の場合 年金 313万円 一時金 114万円
障害	障害(補償)年金	労災による傷病が症状固定した後に障害等級第1級から第7級に該当する障害が残ったとき	年金として 給付基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分	一時金として 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円	第1級の場合 年金 313万円 一時金 342万円 第7級の場合 年金 131万円 一時金 159万円
	障害(補償)一時金	労災による傷病が症状固定した後に障害等級第8級から第14級に該当する障害が残ったとき	一時金として 給付基礎日額の 第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 233日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分	一時金として 第8級 65万円 第9級 50万円 第10級 39万円 第11級 29万円 第12級 20万円 第13級 14万円 第14級 8万円	第8級の場合 一時金 503万円 一時金 65万円 合計 568万円 第14級の場合 一時金 56万円 一時金 8万円 合計 64万円
遺族	遺族(補償)年金	労災による傷病が原因で死亡したとき (配偶者や子供等受給資格のある遺族がいる場合)	年金として 給付基礎日額の 遺族1人 153(175)日分 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分 遺族4人以上 245日分	一時金として 遺族の人数にかかわらず 一律 300万円	遺族2人の場合 年金 201万円 一時金 300万円
	遺族(補償)一時金	労災による傷病が原因で死亡したとき (遺族年金の受給資格のある遺族がいない場合)	給付基礎日額の1,000日分	一時金として 一律 300万円	遺族2人の場合 一時金 1,000万円 一時金 300万円 合計 1,300万円
葬祭料(葬祭給付)		労災による傷病が原因で死亡した方の葬祭を行うとき	(315,000円+給付基礎日額の30日分)又は(給付基礎日額の60日分)のどちらか高い額		一時金 61万5千円
介護(補償)給付		労災により障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護(親族による介護を含む)を受けているとき	介護の費用として支出した額 常時介護の場合 最低保障額 73,090円 最高限度額 171,650円 随時介護の場合 最低保障額 36,500円 最高限度額 85,780円		常時家族だけが介護している場合 1か月 73,090円 随時家族だけが介護している場合 1か月 36,500円